高齢者支援課介護保険班の問い合わせ先は５月７日㈪以降の所在庁舎および電話番号です。
５月２日㈬の問い合わせは、合志庁舎代表電話（２４８－１１１１）にお掛けください。

65 歳以上の皆さんへ

介護保険料を改定しました

介護保険事業の円滑な運営を図るため、３年ごとに介護保険事業計画を策定し、介護サービス費用の見込み量などに基づき、介護保険料を算定しています。

財源内訳

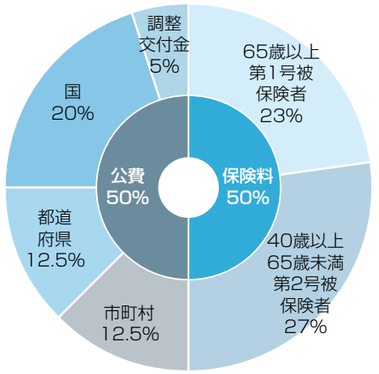

※平成30年度から65歳以上の人（第1号被保険者）の負担割合が、これまでの22%から23%に変更されています。

介護保険標準給付費の推移

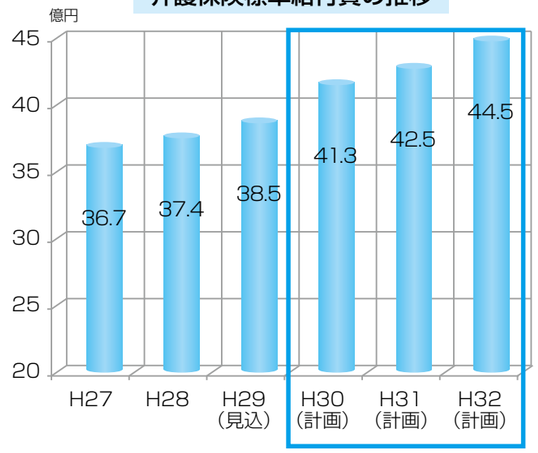

保険料基準額が月額 5,400 円から月額 6,200 円に

平成 30 年度から平成 32 年度（第７期事業計画）の保険料は、第１号被保険者負担割合の変更、調整交付金の減額、サービス基盤整備などによる保険給付費用の増加などの影響で引き上げられます。こうしたことから、本市においては、介護給付費準備基金の全額取崩しを行ない、保険料の上昇を緩和しています。

基準額の決まり方

（本市で必要な介護保険標準給付費など）×（65 歳以上の方の負担分 23%）
（本市に住む 65 歳以上の人数）
＝ **保険料基準額 6,200 円（月額）**

保険料引き上げの要因

第６期事業計画保険料（基準月額）		5,400 円
上昇の要因	第１号被保険者の負担割合の変更（22%→ 23%）	＋ 270 円
	調整交付金の減額	＋ 80 円
	報酬改定・処遇改善・消費税の影響	＋ 100 円
	サービス基盤整備などによる保険給付費の増	＋ 400 円
緩和の要因	介護給付費準備基金の取崩し（2,700 万円）	－ 50 円
第７期事業計画保険料（基準月額）		**6,200 円**

負担能力に応じた保険料に

65 歳以上の人（第１号被保険者）の保険料は、下記のとおり本人および世帯の合計所得金額、住民税の課税状況などにより所得に応じた保険料を設定しています。各個人の年間保険料額などは６月中旬に通知します。

変更前

保険料段階	料率	月額保険料 年額保険料
第１段階	0.45	2,430円 29,160円
第２段階	0.70	3,780円 45,360円
第３段階	0.75	4,050円 48,600円
第４段階	0.90	4,860円 58,320円
第５段階（基準額）	1.00	5,400円 64,800円
第６段階	1.20	6,480円 77,760円
第７段階	1.30	7,020円 84,240円
第８段階	1.50	8,100円 97,200円
第９段階	1.70	9,180円 110,160円
第10段階	1.75	9,450円 113,400円
第11段階	1.90	10,260円 123,120円

変更後

保険料段階	対象者		料率	月額保険料 年額保険料
第１段階	本人が住民税非課税	同じ世帯にいる人全員が住民税非課税 ・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者 ・前年の（合計所得金額＋課税年金収入額）が80万円以下の人	0.45	2,790円 33,480円
第２段階		前年の（合計所得金額＋課税年金収入額）が80万円を超え120万円以下の人	0.70	4,340円 52,080円
第３段階		前年の（合計所得金額＋課税年金収入額）が120万円を超える人	0.75	4,650円 55,800円
第４段階		同じ世帯に住民税課税者がいる人 前年の（合計所得金額＋課税年金収入額）が80万円以下の人	0.90	5,580円 66,960円
第５段階（基準額）		前年の（合計所得金額＋課税年金収入額）が80万円を超える人	1.00	6,200円 74,400円
第６段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,440円 89,280円
第７段階		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	8,060円 96,720円
第８段階		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	9,300円 111,600円
第９段階		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70	10,540円 126,480円
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	1.75	10,850円 130,200円
第11段階		前年の合計所得金額が700万円以上の人	1.90	11,780円 141,360円

●**問い合わせ先**　高齢者支援課　介護保険班（合志庁舎）　☎248-1102

合志市国民健康保険税を改正しました

平成 30 年度の税制改正により、次の２点が変更になりました。６月中旬に納税通知書を送付しますのでご確認ください。

なお、税率の変更はありません。

①世帯当たりの課税限度額（上限額）の引き上げ

これまでの限度額 89 万円 ➡ **平成 30 年度からの限度額 93 万円**

≪内訳≫医療給付費分　：54 万円　⇒　**58 万円**
高齢者支援金分：19 万円（改正なし）
介護納付金分　：16 万円（改正なし）…40 歳～ 64 歳の人が対象

②保険税軽減対象の拡大

均等割と平等割の５割・２割軽減の対象が見直されました。
また、次の＿＿部分を改正しました。

軽減の区分	軽減判定の所得
７割軽減	加入世帯の所得の合計額が 33 万円以下の場合（改正なし）
５割軽減	加入世帯の所得の合計額が 33 万円＋ **27 万５千円**×（被保険者数＋特定同一世帯所属者※数）以下の場合
２割軽減	加入世帯の所得の合計額が 33 万円＋ **50 万円**×（被保険者数＋特定同一世帯所属者※数）以下の場合

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行され国保の資格を喪失した人で、国保資格喪失後も継続して同じ世帯に属する人（国保喪失日に国保世帯主であった人は、引き続き国保の世帯主、擬制世帯主であることが要件）のこと。

●**問い合わせ先**　税務課　市税班（合志庁舎）　☎248-1114